

京都市訓令甲第 3 号

序 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市マイクロフィルム文書取扱規程の一部を次のように改正する。

令和4年6月14日

京都市長 門 川 大 作

第6条第3項中「, 当該マスターフィルム文書の撮影指示書に, 確認した旨及び撮影状態が良好である旨を記載したうえ」を削り, 「収納しなければならない」を「収納するものとする」に改める。

第9条第2項中「及び次条第3項」を「並びに第11条第2項及び第3項」に, 「同条及び第11条」を「次条」に改める。

第10条の前の見出しを削り, 同条に見出しとして「(検査)」を付し, 同条第2項中「前項の検査の結果, マスターフィルム文書の保存状態が不良であると認めるときは, その原因を除去し, 又は不良なマスターフィルム文書に係る原文書の再撮影を行わなければならない」を「マスターフィルム文書について, 毎年, 適当な数量を無作為抽出してその保存状態を検査するものとする」に改め, 同条第3項を次のように改める。

3 前項の検査は, 第1項の検査と併せて行うことを妨げない。

第11条に見出しとして「(原因の除去又は再撮影等)」を付し, 同条第1項中「マスターフィルム文書について, 毎年, 適当な数量を無作為抽出してその保存状態を検査するものとする」を「前条の検査の結果, マスターフィルム文書の保存状態が不良であると認めるときは, その原因を除去し, 又は不良なマスターフィルム文書に係る原文書の再撮影若しくは不良なマスターフィルム文書を用いて良好なマスターフィルム文書の作成(以下「再作成」という。)を行わなければならない」に改め, 同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 第5条及び第6条の規定は, 前項の規定による再撮影について準用する。

3 第6条第2項から第5項までの規定(検査に係るものに限る。)は, 第1項の規定による再作成について準用する。この場合において, 同条第5項中「前条及び第1項から第3項まで」とあるのは, 「第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第11条に次の1項を加える。

4 第1項の規定により再作成を行う場合、情報管理課長は、不良なマスターフィルム文書に活用フィルム文書作成・マスターフィルム文書再作成依頼書（第5号様式）を添えて、撮影受託者に対し、その再作成を依頼しなければならない。

第13条第2項中「第10条第2項」を「第11条第1項」に改める。

第16条第2項中「活用フィルム文書作成依頼書」を「活用フィルム文書作成・マスターフィルム文書再作成依頼書」に改める。

第1号様式中「㊟」を削る。

第2号様式中

「

撮影受託者所見
年 月 日
撮影受託者の氏名（記名押印又は署名） ㊟
撮影依頼者所見
年 月 日
撮影依頼者の職及び氏名 ㊟

を

」

「

撮影受託者所見
年 月 日
撮影受託者の氏名

に改める。

」

「

第4号様式中

年 月 日 ㊟

を

」

「

年 月 日 検査者

に改める。

」

第5号様式中「第16条関係」を「第11条及び第16条関係」に、「活用フィルム文書作成依頼書」を「活用フィルム文書作成 依頼書」に、「複製の作成」を「マスターフィルム文書再作成」に改める。

「複製の作成
マスターフィルム文書の再作成」に改め、「㊟」を削り、同様式に注として次のよ
うに加える。

注 該当するには、レ印が記入してあります。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)